答弁第二九四号平成二十一年四月十七日受領

内閣衆質一七一第二九四号

平成二十一年四月十七日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の隠蔽等に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の隠蔽等に関する質問に対

する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「公式」の意味が必ずしも明らかではないが、平成二十年三月、 農林水産省関東農政局栃木農

政事務所 (以下「栃木農政事務所」という。)及び同局千葉農政事務所(以下「千葉農政事務所」 とい

う。)において組合幹部は仕事をしていない旨の投書があったことを受け、 同年三月十八日、 当時の同省

大臣官房秘書課 (以下「秘書課」という。) の労務担当者の依頼により、 同省大臣官房地方課 。 以 下 地

体役員の勤務実態の確認を依頼したところである。これを受けて、 方課」という。) の労務担当者が同局総務部に対し、 栃木農政事務所及び千葉農政事務所における職員団 同局総務部においては、 管内 の 職 員団

体役員の勤務実態を幅広く把握しておく必要があると独自に判断し、 管内のすべての地方農政事務所に対

職員団体役員の勤務実態の確認を指示したところであるが、 栃木農政事務所及び千葉農政事務所以外

の勤務実態の確認の結果については、 農林水産省本省に報告しなかったものである。

四から六までについて

があった栃木農政事務所及び千葉農政事務所に在籍する六名についてのみ、 れる者がいることが確認されたため、 農林水産省関東農政局総務部により、 同局総務部の判断により、 同局管内において、 勤務実態として職員団体活動が中心と考えら このうち農林水産省本省から確認 地方課に報告を行ったところ の依頼

七について

であり、

地方課は秘書課に報告を行ったものである。

いう。) 護士等外部の有識者から構成される ている。 が省内関係部局で共有されず、 平成二十年三月に農林水産省の一部の地方農政局において行った職員団体役員の勤務実態の確認の結果 の指揮、 その要因等については、 監督等を受けつつ、検証を行うこととしている。 同省幹部にも適切に報告されなかったことは不適切な対応であったと考え 農林水産省に設置された 「無許可専従問題に関する第三者委員会」 「労使関係問題特別調査チーム」 (以下「第三者委員会」と において、 弁

八及び九について

く許可を受けることなく職員団体の業務に専ら従事することをいう。)を行っている疑いがあるとされた 無許可専従 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第百八条の六第一項ただし書の規定に基づ

者について、 を進めているところであり、 「労使関係問題特別調査チーム」において、第三者委員会の指揮、 農林水産省として徹底的に事実を解明していくこととしている。 監督等を受けつつ再調査

十について

と認められる場合には、厳正に対応することとしている。 ても検証を行うこととしており、検証の結果、 を受けつつ、一から三までについてで述べた職員団体役員の勤務実態の確認をめぐる対応の適否等につい 現在、七についてで述べたように、 「労使関係問題特別調査チーム」が、第三者委員会の指揮、 国家公務員法第八十二条第一項各号の処分事由に該当する 監督等